

原子力災害対策特別措置法

[簡単に]

原子力災害から国民の生命、身体および財産を保護することを目的とした法律の一つ。略して「原災法」と言うこともある。

[詳しく]

原子力災害は、知らず知らずのうちに被害を受ける可能性があり、適切な対応を行うためには専門的な知識や特別な装備が必要です。このような特殊性のため、国が果たすべき役割と責任は、自然災害と比較して大きく、また、具体的に何かを行う場合、事故の原因者であり、事故が発生した施設について最もよく知っている原子力事業者の責任ある対応が必要です。

1999年のJCO臨界事故の教訓から、原子力施設や放射性物質の運搬時の災害対策について抜本的強化が図られることになりました。そのため、原子力災害時の初期対応の迅速化、国・地方公共団体の連携強化、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務の明確化などを目的とした原子力災害対策特別措置法が、1999年12月17日に制定され、2000年6月16日から施行されました。

この法律では、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、原子力緊急事態宣言の発出および原子力災害対策本部の設置、さらに緊急事態応急対策の実施など、原子力災害に関する事項について特別の措置を定めています。

[角度を変えて]

福島第一原子力発電所事故のとき、この法律の定める原子力災害時の初期対応の迅速化、国・地方公共団体の連携強化、国の体制強化などが実際になされたかについては疑問が抱かれています。実際のところ、国・自治体・事業者が一体となってすみやかに対応するための拠点「オフサイトセンター」は、災害現場から約5kmの避難区域内にあったため、全く機能しませんでした。

平成24年6月27日に一部改正がなされました。

- ・原子力災害対策特別措置法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11H0156.html>

- ・原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正（案）の概要

<http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/gaiyo.pdf>

[関連語]

オフサイトセンター → 親見出し参照(p187)

原子力災害対策指針 → 現在の指針は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力規制委員会が平成 24 年 10 月 31 日に定めたもので、平成 25 年 2 月 27 日および平成 25 年 6 月 5 日に全部改正がなされている。福島第一原子力発電所事故を踏まえて、「原子力災害対策重点区域」の目安が、原子力発電所から半径約 8～10km→30km に拡大。これに伴い関係自治体も拡大

○福島第一事故以前（変更前）

- ・ 防災対策を重点的に充実すべき区域 (EPZ:Emergency Planning Zone) として、原子力発電所から半径約 8～10km の地方自治体が対象
- ・ 対象：15 道府県、45 市町村

○福島第一事故以降（変更後）

- ・ 緊急時防護対策を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Planning Zone) として、原子力発電所から半径概ね 30km の地方自治体が対象
- ・ 対象：21 道府県、136 市町村

【参考文献】

1) 原子力・エネルギー図面集 2012 5-37

ATOMICA 「原子力災害対策特別措置法（原災法）（10-07-01-09）」表 1

http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=10-07-01-09

2) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会）

http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130605_saitaishishin.pdf